

滋賀県教育振興基本計画審議会 第5回会議 議事録

- I 日時 平成25年10月23日(水) 10:30-12:00
- II 場所 県庁東館7階 大会議室
- III 出席者 出席委員：浅原寛子委員、上杉孝實委員、上田和子委員、大西美和委員、川北泰伸委員、佐々木進委員、善住喜太郎委員、園田喜久委員、谷口久美子委員、辻順子委員、富永善隆委員、中川浩委員、原清治委員、松浦洋子委員、向久保恵美委員、横井保夫委員
- 県出席者：嘉田知事、河原教育長、日爪教育次長、草野教育次長、勝身管理監、堀部管理監、河瀬教職員課長、青木学校教育課長、川端人権教育課長、北野生涯学習課課長、中井スポーツ健康課課長、辻全国高等学校総合文化祭推進室長、平井学校教育課主席参事、安藤特別支援教育室長、田中健康福利室長、知事部局関係各課長等
- 事務局(教育総務課)：猪田教育総務課長、太田教育総務課企画員、河井教育総務課参事、濱課長補佐、菊池主幹、井戸主事
- 傍 聴：なし

IV 内容 開 会

事務局

本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから「滋賀県教育振興基本計画審議会 第5回会議」を開催いたします。

まず、本日の出席委員でございますが、片山委員、藤居委員、松田委員、山口委員が御欠席でございます。従いまして、現在のところ16名の委員に御出席いただいております。

次に、県側の出席者でございますが、嘉田滋賀県知事、河原教育長、日爪教育次長、草野教育次長以下、教育委員会事務局各課長等が出席しております。

また、本日の会議には、滋賀県教育振興基本計画推進本部を構成しております知事部局および警察本部の関係各課からも出席しております。

また、傍聴希望者でございますが、本日は傍聴希望ございませんでした。

(配付資料の確認)

それでは以後の進行につきましては、上杉会長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

会長

今日は第5回目の審議会でございます。予定されておりましたのが5回ということ

でございましたので、本日が最後の会議となるかと思えます。前回の会議の際に、メールあるいはFAX等で追加の御意見があればお出しいただくということで申し上げておまして、出していただいた委員さんもたくさんいらっしゃいました。それから、9月13日から10月15日までパブリックコメントということで、県民の方々に案をお示しして御意見を頂戴したところでございます。本日は、委員の方々の追加の御意見やパブリックコメントによる県民の御意見を盛り込んだ形で答申案を整理いただいたわけございまして、これに基づいての審議をお願いしたいということでございます。非常に限られた時間で恐縮ではございますが、本日が最後の会議ということで、忌憚ない御意見をいただければと思えます。よろしくお願ひします。それでは、資料を事務局から説明いただき、その後みなさんから御意見をいただくこととしたいと思えますので、よろしくお願ひします。それでは、説明の方をお願ひします。

1 【説明】「第2期滋賀県教育振興基本計画答申案について」

事務局

事務局より資料に基づき説明

(説明概要) **資料1～2**

- ・9月13日～10月15日までの間、素案に対する意見・情報の募集を行った結果、団体等を含む25人から75件の意見が寄せられた。
- ・意見・情報等については、第4章「今後5年間に実施する施策と重点取組」に関するものが23件と最も多く、次いで指標関係の16件であった。
- ・これ以外にも県民政策コメント実施時点で反映できていなかった審議会委員の御意見を踏まえた修正や、全体としての整合性などを考慮した事務局における修正等を行ったところ。
- ・主な修正箇所を含め、答申案について説明

【議論】「第2期滋賀県教育振興基本計画答申案について」

会長

ただいまパブリックコメント等の結果を踏まえながら修正した答申案について説明いただきました。これに関しましても、御自由にどういった角度からでも結構ですので御発言いただきたいと思えます。

私の方から、63ページのところで、外国人住民のことについて拡充いただいた箇所ですが、ここは生涯学習の中での位置付けですので、もちろん生涯学習は日頃の生活に関連したことです。この記載があり差し支えなくいずれも重要なのですが、生涯学習という観点からは、行政・生活情報に加え、学習機会の提供等、生涯学習に関連した言葉が入った方がより適切になるのではという気がしております。これは今後の課題ということで、すぐには難しい面もあるかと思えますが、今後の課題として示しておくことがあってもいいんじゃないかと思えました。

そういうように、文言の整理をいただいた中でもより適切なものであるとか、あるいは疑問がありましたら、御質問を含めて自由に御発言いただければと思えます。

副会長

イメージが今ひとつわからないので教えていただきたいのですが、10ページのインクルーシブ教育システムに関してですが、障害を持った子どもたち、あるいはその親御さんの意思によって普通学級を選ぶ場合も出てくるということだと思っておりますが、今の普通学級の子どもたちの中にも発達障害を持った子どもたちがいらっしゃる場合もあると思います。その中で、先生お一人では大変な思いをされているように聞いています。やはりサポートする方がいらっしゃってなんとか授業が成り立っているということも聞く中で、障害を持った子どもたちが入ってきた時の具体的な体制について、集団で指導するという日本の教育の場合に実際に成り立つのかということについて今ひとつイメージがわからないので、教えていただきたいです。

会長

インクルーシブな教育というものを展開する場合に、学級の中に課題のある子どもたちとそれ以外の子どもたちがいて、全体を集団として指導していく場合に、一人の教員でやるのかどうか等、いろいろなことが課題となってくると思いますが、それについて何かありますか。

特別支援教育室長

ただ今御質問いただきましたことについては、大変ある意味難しい課題だなと思っているところが正直な思いです。ご承知のとおり、インクルーシブ教育ということが障害者の権利条約の批准に関する一連の動きの中で打ち出されてまいりました。それまでですと、より障害の重いお子さんの場合には、原則として特別支援学校に就学するものとすると言われておりました規定が、御本人や保護者の方、あるいは学識経験のあるお医者様ですとか、そういういろいろな方々の御意見を伺った上で、市町の教育委員会が就学先を決定するというようになり、より親御さんですとか御本人の意向が反映されるようなシステムに変わったということが一連の経過としてあります。その中で、大変障害が重いお子さんが通常学級を望まれた場合にどうするかということが、具体の場合として懸念されます。そうした場合に、どこまで配慮ができるのかということについて、中央教育審議会では合理的配慮という考え方で整理されており、一つは、どの子どもたちにとっても優しい教育環境で、ということで、バリアフリー、ユニバーサルデザインという形での施設整備等を進めていく、基礎的環境整備という考え方です。それから、一人ずつの子どもさんの障害にに応じてできる配慮をしていきたいと思いますという合理的配慮という考え方が整理されているところです。今副会長の御質問いただきました部分につきましては、この合理的配慮をどう進めていくのかということになるとは思いますが、何ができて何ができないのか、もちろん、他の子どもさんとの公平性といった部分もございまして、それから、設置者の財源的な部分もございまして、それから、本当に必要な配慮はどういう範囲なのかということを見定めていかないと、例えば一対一で教員が常にお子さんについていることが本当にそのお子さんが育っていくことに必要なのかということですか、色々なことを考えていかなければならないということから、文部科学省は来年度から研究事業をスタートさせるということも漏れ聞いているところでございます。ですので、政令改正が進められ、既に施行されたわけではあります、

その内容についてはこれからきちんと精査しながら積み上げていく必要があると思っております。本県としましても、大きな国の流れを見ながら、一つずつ丁寧に対応していきたいと考えております。

会長 48 ページにもインクルーシブ教育について記載されており、今も御説明があったとおり、具体については今後研究しなければならないということで、これまでの実践事例等もありますので、そういうものを提示しながらやっていくことになろうかと思いますが、記載としてはこういう形でもよろしかったでしょうか。関連してのいろいろな御意見もいただければと思います。他にいかがでしょうか。

委員 66、67 ページの歴史・文化に親しむ機会の充実の項目ですが、1 点目のところで、アールブリュットについての記述が加えられており、滋賀の福祉の歴史の中で生み出され、育まれてきたという前文がついており、これは、現状の取組等を拝見する中で重要な記述だと思います。それから、67 ページにおいて文化財の保存・継承・活用というところで、地域の人々と共に保存と活用に取り組んでいきたいということが書かれておりまして、今後の取組について非常に楽しみにしております。台風 18 号で、県内の文化財も被害を受けました。私が関係しておりますところでも、1000 年以上の歴史を持っている神社が土砂に押しつぶされてしまいました。幸いなことに御神体は救出されたわけですが、今後地域の人たちの復興に向けての取組が非常に大切だと思っております。これまでは、どちらかというと個々の文化財について手を差し伸べるということが主体で、こういった取組に地域の人々と協働していくことも非常に大切でありますし、一歩進めて、文化財の所在する地域の環境を含めた取組ということも必要なんじゃないかと思いました。ですから、この地域の人々との協働による保存活用の仕組みづくりということが、その先につながっていくんだろうなと思っておりますので、ぜひこれから先の中でもこれがますます発展されるようお願いをしておきたいと思っております。

会長 これからの施策の展開にあたって配慮すべきことについての御提言でした。こういう形で、こういう方向で進めるようにという御発言もいただきましたら、今後、計画の実行にあたって役に立つと思っておりますので、そういうことも含めて御意見いただければと思います。滋賀の基本計画はかなり細かいところまで書かれていますのですが、基本計画ですので、書ききれないところもやはりありますので、その点についても御発言いただければ実際の場面において生かしていただくこともできるかと思っております。

委員 全体を拝見させていただいて、議論されてきたようにしっかりとエビデンスを前提にした説得的なものになっていると思っております。自分の興味と専門の領域になぞらえながら、気になるところは、滋賀の子どもたちの学力があまり伸びない、度合いが緩やかにしか伸びてこないということで、それがなぜなのかということ、もう

少しエビデンスをしっかりと示す、つまりどの力が足りないのか、それをどうすればいいのかについて、政策の中に盛り込むことは難しいですから、例えば 40 頁などで、具体的にどうするのかということが次に実行できるような書きようをどこかに置いておく必要があるかと思えます。同時に、これから学力テストの取り扱いについては非常に難しく、しかしある意味自治体で工夫ができる状況になりつつありますので、滋賀県は一体公表も含めてどうするのかといったあたりをどこで検討するのか、そしてそれをどう使うのかということを考えるあるいは検討する土壌や基盤になるような組織を作る必要があるのではないかと思えます。併せて、それならば生活実態調査のとらまえ方をどうするのか、学力は授業の工夫もさることながら、家庭学習等の学習習慣と連動させないと伸びていきませんので、家庭学習のマニュアルをどう作っていくのか、それを家庭にどう返していくのかといった具体的な施策をどう考えるのかという点が必要かと思っています。

それから気になるのが、40～41 頁のところの放課後、土日に関する使い方の記述をどうするのかということです。これも先ほど申し上げたような学習の習慣化に伴って、その辺りの扱いを今後大きくしていく必要があるかと思えます。たちまち今の答申に書き加えることは不可能かもしれませんので、そこら辺に対する目配りが必要かなと思っています。さらに、保・幼・小・中・高の連携という言葉、つまり点で学力施策をするのではなく、線にするとか、あるいは面にするというやり方をどこに入れていくのかといった言葉が必要だと感じました。最後ですが、学力を保障するというのは、勉強にしんどいタイプの子の背中をいかに押してあげるかという施策と同時に、勉強にアドバンテージのある子たちに対する施策も同時に打ち込まないと、しんどいことになると思えます。学校の先生方はその責任感から、どうしてもしんどい子に対する目配りや投資がそこに重点的に行われます。例えば滋賀県が秀逸なのは、中高一貫校に行かせていただくと、非常にいい教育をやっている。例えばあのようなことがこれからもどんどん施策として提供できるようなものであれば、そこにもアドバンテージがあるんだろうし、さらに、SSH なども含めて、国も重点化の方向にあります。アドバンテージのある子に対してどういう目配りを今後していくのかといったあたりも含めて、確かな学力という言葉が使われることがいいかと思えます。

会長

ありがとうございました。学力の問題に関して、実施にあたっての具体的なイメージをある程度持つておく必要があるという御意見と、学力の中身について、補充学習の問題等についての重要性についても御指摘いただきました。

委員

今の御意見に関わって申し上げます。昨日の新聞報道において教育再生実行会議で、高等学校に到達度テストを導入する、5年後を目処にという記事でした。到達度テストが導入される時には、今の小学校5年生あたりが高等学校に入ってくるようになります。到達度テストの中身の詳細はわかりませんが、そのスタートが5年後であるとするならば、この計画のどこかにそれに沿ったものをどこかに入れ込んでい

く必要があるのではないかと思います。それから、土曜授業は教育委員会の判断で導入できる方向になっていくのではないかと思います。これについても盛り込んでおく必要があるのではないかと思います。実際に考えますと、私が申し上げたいのは、計画案の中で、5年間これでやるというのではなく、来年から状況に合わせて細かな修正もしていき、検討を加えながら5年間を過ごすという意味合いの文言がどこかにあったほうがいいのではないかと思います。高等学校の事例ですが、政権交代により止まっていた審議会の審議が、今年いろいろな方向性を打ち出してきて、去年の流れと変わるということがありますので、変化へも柔軟に対応するというのもどこかに入れていただけたらと思います。既にありましたらいいと思います。

教育総務課長 ただ今の件につきましては、81 ページに計画の推進のための方策という箇所がございます。計画期間中であっても、変化に対応し、必要に応じ計画の見直しを行う旨記載しており、御意見の趣旨を踏まえた記述を盛り込んでいます。

委員 本日まで、どのような形で答申が作成されて、計画が推進されるのかということに非常に気にしております。計画が決まったから終わることのないように、具体的な取組は各地域や学校の裁量によるのも思いますが、どこまで計画が活用されるか、当事者に浸透するのかということに心配しています。私は前から家庭の力、親子関係について大事にしていきたいと申し上げているのですが、子育てをしている親御さんが活用するには、もっとシンプルでわかりやすい言葉で伝えていく必要があると思いますし、それを伝える現場のスタッフが、共通して決められたことをどこまで理解して推進していけるのかということに思っています。今のお話にもありましたが、5年間の中で途中の経過を見ること、5年間経った時に振り返ることも必要です。新しいことばかりでなく、今までにされてきた素晴らしい取組もあることですから、それらは継続して行っていただき、ぶれることのない滋賀県としてこうやっていくんだということを、私たちにもわかりやすく提示していただきたいと思っています。

副会長 11 ページの教職員の教育力のところですが、滋賀県も既に子どもたちの数が減ってきている中で、他府県においては教職員の方の中の非正規雇用の割合がすごく大きくなっている県もあるとお聞きしています。非正規の先生方の負担増などによって、学級崩壊や先生の心の病が広がるなど、いろいろな問題が出てきていると聞きます。子どもたちの数が減っていくことに合わせて、雇用を非正規という形にして、人数を合わせていくという考え方だと思っております。ここにあるように、40代、50代の先生方がこれから退職されていかれる、また、子どもたちが減っていく、そういった状況の中で滋賀県としては今、どういうふうを考えていらっしゃるのかお聞きしておきたいと思っています。

教職員課長 先週、NHK のニュースで全国的な非正規、臨時講師の数が非常に増えてきているというニュースがございました。ニュースによりますと、県によっては6人に1人という割合がございました。文部科学省のほうで資料として作成されている数字を見ますと、本県の場合、6.5%という数字になります。順番でいいますと、ちょうど真ん中あたり、少ないほうから23番目という状況となっております。近畿府県の中では一番低い数字となっておりますが、今おっしゃっていただいたように、本県においても大量退職の時代を今迎えております。非常に年齢構成がいびつになっておりますので、そういった中での教員の確保、特に小学校の教員につきましては非常にたくさん教員数を採用しております。ことしも220名ほど採用をしておりますが、倍率が残念ながら3倍を切るような状態となっております。当然ながら教員の質の確保という面もございますので、なかなか採用自体も難しい局面にあるということも事実です。年齢構成の関係上、臨時講師の数も一定対応をしていかざるを得ないという状況もあります。ニュースの中でもありましたが、従前ですと、産休・育休・休職といった、正規の先生が休まれる場合に臨時講師をあてていくということがこれまでの基本的なやり方でありましたが、今申し上げました事情の中で、正規の部分を臨時に置き換えていくということを各都道府県でやっているということで、先ほど申し上げました数字は、産休・育休等の補充以外の、つまり、正規であるところを臨時講師で置いている数字について発表されているものです。研修につきましても、2日ほどの臨時講師の方の研修はやっておりますが、正規の職員であれば、初任者研修300時間というような研修をしており、時間的にも足りないわけですので、今後、臨時講師の方への研修をどう充実をしていくのかということが必要ですので、検討してまいりたいと考えております。

会長 臨時講師等の比率がこれ以上高まることのないように、その比率を下げていくということが、教育の充実にとっては不可欠になるかと思っておりますので、努力が必要かと思っております。

委員 イメージをお聞かせいただきたいと思ったところがありまして、44頁のところ、新しく部活動の話を追加していただいたんですが、学校教育の一環として行うということは、部活動には生徒指導の役割もあると思っております。そういう観点もあると思うので、何かイメージがあれば教えていただきたいと思っております。

スポーツ健康課長 部活動が、特に競技力の向上等に偏ってしまい、それが結果的に学習がおろそかになる等のことにつながるということがありますので、運動部活動につきましては、学習等を踏まえながら、効率よく適正な指導を行っていくという形で書いていますところがございます。

学校教育課主席参事 生徒指導からという点で御質問がありましたので、今のスポーツ健康課の意見への付け足しをさせていただきますが、44頁にもありますように、体力と学力、生活等

とは非常に関係が深いわけですので、部活動も一つ関連しているというのは当然のことと捉えておきまして、併せて指導していくもの、特に学校教育の中で行うものでありますから、そういった中で子どもの自尊感情ややる気、有用感など、それぞれの個性を生かし、部活動で力を発揮してそういった感情を感じられる子もあれば、学習の中で感じる子もありますので、そういった面で生徒指導という面からも非常に大事にしていきたいと考えているところです。

委員 それでしたら、もし可能ならばどこかで再掲というような形で、他のところとも関係しているんだよということが見えたらわかりやすいかなと思いました。

会長 運動部に特化してしまっただけではいけないというところから、今御発言いただいていると思いますので、学校教育全体を通じて、健やかな体を育む取組というものを、子どもたちの生活指導を含めて考えていく必要があるのではないかという御意見ですので、その辺もご配慮いただきたいと思います。

委員 もう一つ質問したいのですが、総合型地域スポーツクラブの話を追記したという話でしたが、総合型地域スポーツクラブは大人も関われるものではないかと思ったのですが、そのイメージをお聞かせいただきたいのと、これがコミュニティの拠点になると書いてあるのですが、それも非常に大切なことで、学校だけでなく地域の拠点がスポーツを通してできるということで、いろいろなところと関連があると思うので、再掲というような形で他のところにも示すことはできないのかなという質問です。

スポーツ健康課長 総合型地域スポーツクラブについては、もともと 65 ページのところの生涯スポーツのところに記載をしておりましたが、今回健やかな体を育むというところにつきましても、学校だけでなく、地域においてもこういった取組をしているということで、こちらにも上げさせていただいたところがございます。

委員 40 頁の確かな学力のところですが、1 点目の家庭と地域の連携という視点は、確かな学力を育む上では大事なことだと思います。特に、家庭、そして地域との連携という面でも、今国が進めています土曜教室というところでも地域の力を活用することが期待されている部分でもあろうかと思いますが、そういった部分ももし可能であれば盛り込んでいただけたらなと思っております。2 点目ですが、高校入試との関係について、先ほど御指摘があり、非常に大事だと思って聞いていたのですが、今、新学習指導要領において、義務教育の子どもたちについては学力として、思考力・判断力・表現力、そして主体的に学ぶ態度を身に付けようということで、授業改善や先生の指導力向上を図っていこうと取り組んでいるわけですが、やはり中学校では高校入試というものがありますので、どうしてもそれに対応した授業として、先生が主導になって教え込むような授業になるということがあって、な

かなか授業改善に結び付きづらいという部分が特に中学校ではあるのかなという印象を持っています。ですので、今後、長期的な課題かとは思いますが、国の動向も踏まえながら、国の求めている学力と高校入試の関係のあり方も今後考えていく必要があるし、非常に大事な点ではないかと思っています。それから、主な取組の中で、各市町や学校と課題を共有しながら、としていただいている点も、非常にありがたいと思っています。やはり学力の問題は、市の教育委員会にとっても最も今喫緊に取り組まなければならない問題だと思い取り組んでいるわけですが、県教委と市教委、それぞれがやるべきこと、言い換えれば県でしかできないこと、市でしかできないこと、そのことに焦点を絞ってそれぞれの立場がしっかり取り組んでいくという視点が必要かと思っております。その意味で、県に対して市として最も期待させていただきたいのは、やはり人員配置の問題でして、きめ細かな指導をしよう、指導方法を改善しようとした時に、今、現場の先生方が生徒指導や家庭の対応など、いろいろなことでそういったところまで手が回らないといった状況もありますので、やはりそういった部分は何とかしていかなければならないと思っております。また、県の教育委員会には非常に優秀な教員の方がたくさんおられますので、そういった先生方にできるだけ市の個々の学校まで出向いて、教員の指導力の向上のため、直接ご指導をいただく機会について、今もたくさん取り組んでいただいているのですが、県の持つノウハウをフルに活用していただくということが非常にありがたいことだなと思えます。あと、細かな書きぶりになるのですが、40 頁の下から3 点目のところの文言が何を教員に求めているのかわかりづらい表現かと思えます。県として、こういった力を全ての教員に求めたいという大事な部分でもあるかと思えますので、もう少しわかりやすい表現にさせていただけるとありがたいと思えます。それから、冒頭の方で話しがありましたが、48 頁のインクルーシブ教育システムにつきまして、他のところでも記載はあるかもしれませんが、福祉部局との連携という点も入れていただけたらありがたいと思えます。と申しますのは、インクルーシブ教育を推進していくにあたって、一人ひとりの子どもたちの教育ニーズに合った教育を進めるということが求められているわけですし、そうした中でどういった学びの場が望ましいのかということも丁寧に検討しなければならないといった時に、やはり教育関係者だけではなく、専門の福祉関係の方の観点というものは非常に大事なものになりますので、他のところに書いていただいているかと思えますが、この点は強調してもしすぎることはないと思えますので、可能であれば、48 頁にも福祉の観点、あるいは福祉部局との連携のようなものも盛り込んでいただけたらありがたいと思えます。

会長

学力の向上について、家庭との連携という側面もあるのではないかとということと、入試のあり方が考える力を育てるということと矛盾するようなものになっていないかということへの問題提起もいただきました。人員配置や教員の指導など、県としての役割の重要性について、また、インクルーシブ教育のところでの福祉の関係機関との連携も重要ではないかとの御指摘をいただきました。

委員 一つお聞きしたいのですが、学校と家庭との連携についてですが、最近では家庭の崩壊という問題があります。理想的な家庭もちろんありますが、逆に子どもにとって不幸な家庭もございます。そのような場合に、どのように連携をとっていかうと考えておられるのか、お聞きしたいと思います。それから、教育に成果という言葉はふさわしくないかもしれませんが、結果が全てですので、それを掌握していただきたいというのが大きな願いです。今の学校は私たちの時代から見れば全てが整っており、素晴らしいと思います。ですが、家庭の崩壊がある中で、それをどのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

会長 非常に難しい問題ですが、家庭に委ねた場合に現実には格差が生じてしまうという問題があります。その辺で、家庭をどのように支えていくかということはなかなか難しい問題ですけれども、この辺りについての策、もちろん教育の問題だけではないかと思います。福祉との連携という面もあるかと思えます。

委員 今の意見に関わって、今朝のテレビで見たのですが、学校保育というものについて、民間でやっておられました。それも夜中まで、お母さんが帰ってこられる 11 時 12 時まで預かっておられるというニュースでした。その施設をもっと拡充していきたいという意見もあったのですが、そういったあたりも連携の一つに入ってくるのかなと思ったので、学童保育と鍵っ子の問題をどうするのかということについても教えていただきたいと思います。それから、確かな学力を育むということについて、もっともなことだと思うのですが、今岩根小学校では、地域の歴史の部屋を作ろうということで、小学校の 1 室をそのスペースにあてる取組をしています。その中で、昭和 8 年当時の学校家庭通告簿というものが出てきまして、1 番上では、現在も議論されております家庭への希望ということで、教育の仕事が家庭と学校と社会の 3 つが力を合わせてやらなければならない、その中で特に家庭は教育の源であるということが一番に言われています。昭和初期の当時から、こういったことはずっと言われているということで反省していますが、親の教育をどうするのかということもあります。大津市では、いじめがあったという子の母親が学校に行き、対応が悪かったということで先生に土下座をさせ、警察沙汰になったということを見ました。親も教育していかなければならないのかなと思っています。

学校教育課主席参事 学校の家庭との連携という部分でお話させていただきたいと思いますが、今御意見ございましたように、様々な家庭があります。子どもたちもそういった中で、しんどい思いをして学校に来ている、また、家庭の中のしんどい思いが学校の中で出てしまうといったことを多々報告の中で聞いております。虐待や貧困といった様々な問題を心の中にためながら、学校に来ている中で、学校もそういう子どもに対してはできるだけの対応をするということで、基本的には担任が一人で抱え込まず学校で組織的に対応するという、家庭訪問等、基本的なことを繰り返しながら、親

とのつながりを持つようとしていただいていると理解しております。ただ、なかなかそれだけでは解決しない、場合によっては学校に目が向けられない状況、例えばお仕事が1日休めばその分入ってこないという状況であれば、参観日がありますといってもなかなか来られなかったり、通知書の懇談会があってもお時間を割いていただけなかったりという現状もございます。学校も対応しますが、あわせて、福祉部局との連携をどうやって図るかということも学校も求められていると思います。当然、虐待等の疑いがある場合にはすぐに通告をして、学校だけではなく福祉的な面から家庭を支えていくという取組を進めていただいております。もう一つは、教員はそういったことの専門家ではございませんので、専門家を入れるということで、例えばスクールソーシャルワーカー等で子どもさんの背景を分析して、適切に保護者の方や子どもさんに関わるための見立てをしてもらう方を、たくさんはいらっしゃいませんが、県内に派遣をしまして、学校の相談に乗っていただいております。こういった形も今後も進めまして、専門的な見地からより効果的な形で関わっていく取組を進めているところです。あわせて、コミュニティスクールなど、地域の力、支えていただく力を求めていって、一緒に進めていければということも思っているところがございます。また、現場にいた時には、隣の教室が学童保育で使用されていましたが、申し込みがいっぱいではぱんぱんでした。たくさん子どもさんが来られて、5～6時まで学校で過ごすということがいろいろな学校で行われているかと思っております。そういった部分ともできる限り連携をとってやっていきたいと思っております。

生涯学習課 参事

今の学校教育課の説明に少し補足をさせていただきます。先ほど話にもありましたが、コミュニティスクールなど学校を開く取組によって、各家庭や地域の方に入っていただくことで、まずどこの家庭に問題があるかということも顕在化してくると思っておりますので、その点がスクールソーシャルワーカーにつながっていくということで、特に問題の多い学校については対応をとっていただくことになると思っております。それから、個々の家庭の教育につきましては、59 ページにも子育て環境支援の充実を図るという視点で整理をさせていただいておりますが、滋賀県については家庭教育学習資料の充実を努めておまして、これをもとにPTAと連携して、親同士の語り合いを通した学習活動を行っております。それぞれの地域の方に集まっていただいて、例えば子どもがいじめにあった時に、家庭内でどういう対応をするかというようなことをそれぞれ話し合ってもらえるような機会がございます。各家庭の状況や他の家庭の子育ての状況を知ってもらえる非常にいい取組だと思っております。県教育委員会としては、それぞれのPTAの代表者向けの研修を行っておりますので、これが各個別のPTAの中で行われるように努めていきたいと思っております。それから、しがふぁみという形で、家庭教育に取り組む企業さんとの協定制度を設けておりますが、その中で講座などを行っていただいておりますので、その質の充実を今後図っていきまして、企業で働いている方も家庭教育を充実させていただくよう呼びかけていきたいと思っております。

委員

先ほどからのお話の中で、家庭崩壊とか親育ちといった言葉が出てまいりましたが、PTAの立場から耳が痛いと重く受け止めて聞いておりました。というのも、PTAでは毎年「早寝、早起き、朝ごはん」という取組を推進しているのですが、実際のところ朝ごはんをとることが本当に難しくなっているご家庭が年々増えていっているということが問題としてあります。推進をしながら、現実には難しいという状況が見えている中で、そこでどうしていけば補っていけるのかというところが今PTAで悩んでいるところです。それと、親育ち、親のマナーといった問題もあります。私も昨日学校からお電話いただき、行ってまいりました。私も忙しくしており見えていない部分があったと反省しながら先生とじっくりとお話をさせていただきました。私たち自身もいろいろと取り組んでいきたい、でも、専門家の先生方からもご指導いただきたいという中で、やはり連携ということが大事になってくると思います。防災の問題やネットの問題などにおいても、つながるといことが非常に重要だと思います。親の方も親同士つながっていくことを課題として取り組んでいきたいと思っておりますので、先生方の方もぜひ親の不安を取り除いていただくためにも、やはり保育園・幼稚園から小学校に上がるころ等、各所で連携をとっていただきながら、ぜひ保護者の方ともいろいろご指導いただきながら連携をとっていただきたいなと思います。

会長

ありがとうございました。皆様他にもいろいろと御発言されたいことがあるかと思いますが、予定の時間もまいりましたので、終わらせていただきたいと思っております。今日出ましたいろいろな御意見を踏まえての文面の整理については、私のほうに御一任いただけますでしょうか。(委員：異議なし)

ありがとうございます。またその際には、お伺いすることもあるかもしれませんが、またご指示をお願いいたします。この審議会におきましては、大変皆さんお忙しい中、積極的に出席いただきありがとうございました。皆様からのいろいろな角度からの御意見によって、滋賀県としてかなりいいもの、他府県と比較しても充実したものができているのではないかと考えています。あとは、今日出ました御意見等、実際の取組にどう生かしていくか、計画執行が大事になってまいります。そういったことで、今後とも皆様のお知恵等を拝借したいということになるかと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

その他

事務局

事務局より今後の日程等について説明

閉会

知事

5回にわたりまして御議論いただき、ありがとうございました。おかげさまで滋賀県教育振興基本計画、第2期のものが本日まとまりました。改めて上杉会長をはじめ委員の皆様へ感謝申し上げます。

この間、御議論いただきました成果が盛り込まれているわけですが、滋賀県の教育上の課題、特に途中で学力テストの結果も公表され、だからこそ目の前の問題として大いに議論していただけたと思っております。これについては私も大変深刻に受け止めておりますが、同時に、滋賀県の強みというものも、前向きに評価をして伸ばしていきたいと思っております。そういう中で、この計画の中では3つの柱を作っていました。1つは子どものたくましく生きる力を育むということで、そこには学力や体力、感性豊かな心も含まれています。2つ目は、子どもたちの力を支えるための環境づくりです。そして3つ目は社会全体として、生涯学習を推進するという、この3つの柱で、今後施策を展開させていただきたいと思っております。今日も大変熱心に家庭の役割や地域の役割などについて、具体的に皆さんのご経験に基づいた話を聞かせていただき、ありがたく思っております。

実は、教育委員会と知事部局の関係がどうなるかということで今、国のほうも大きく制度変更をしようとしております。その1つのきっかけが学力テストの結果を公表するのかということでございます。今朝の新聞を見られた方に誤解のないように、私の真意をお伝えしたいと思えます。教育というのは、まず、本人が好奇心を持って、やる気を持たないと、なかなか伸びていきません。そして、それを支えるのは、家族、親、そして教員の力だと思えます。何よりも現場がその気にならないとなかなか本来の思考力・判断力・表現力というのは伸びないと思っておりますので、現場が力を付けるのに対して、学校別の優劣あるいは点数を公表するということは決してプラスにならないのではないかと思っております。皆さん現場におられてどう判断なさるかですが、私も先生方の意見や孫もおりますので、孫達の話も聞きながら、やはりある意味で、この学校は学力が低いと確認をされてしまうと、そこから本当にやる気ができるのだろうかと思っております。ということで、学力テストはあくまでも優劣あるいは序列をつけるためのテストではないという趣旨があります。活用し、そして分析をして、本来の学力を付けるための材料ですから、その本来の目的に使っていただきたいと思っております。この問題は政治問題化しているようで、ここの知事は公表、ここの知事は非公表ということがなされていて、必ずマスコミさんに聞かれるんです。それで昨日、私がこれは慎重になるべきと申し上げたのは、現場の力を本当に育むことになるのか、ということで申し上げました。かといって、知事が逃げるわけではありません。まさに、今日お話もありましたように、県としては最善の教育が行われるように、環境づくりを整えるということでございます。人員の配置、先生方の力を付けるための研修、あるいはそこに確実な予算を確保し体制を作るということでございます。併せて、家庭の問題になってきますと、それは虐待や保育園、学童保育等、福祉のほうでやらせていただいております。私は就任して直後に子ども・青少年局という部署を作らせていただきました。生まれる時から生まれた後育って、就職し、自立するまでの20数年間を切れ目のない政策をとということで、これが知事部局として教育環境を支える仕組みづくりだと思っております。それから、福祉だけでなく、経済の問題もあります。経済的な困難の問題というのは大変深刻です。そこについては、生活保護というのがありますが、そ

の前にいかに生活支援を整えていくか、それには雇用政策、経済政策もあります。それも知事部局の責任でございます。こういうところで、環境を整えながら体制を作るということについて私どもの責任としてやらせていただくことと思っております。今回の計画においても、1ページ目のはじめにのところで、教育の実効ある実施の裏付けとなる財政上の措置や体制づくりが適切に確保されるということがあります。滋賀県の予算、4分の1ほどが教育に、特に人件費が多いところではございますが、ここについては、出来る限り確保しながら、少し我慢してもらうところもあるかもしれません。ハードものの事業など、我慢してもらうこともあるかもしれませんが、教育に対しては、私はできるだけ優先的に予算配分していきたいという覚悟を改めてここで書かせていただいております。今後、答申をいただきました計画につきましては、こちらでお預かりさせていただきまして、県の計画として確実に作り上げていきたいと思っております。その中で、御指摘もいただきましたように、毎年のように状況は変わってまいりますので、柔軟に対応できるような計画にしていくことが大事かなと思っております。そして何よりも教育委員会と知事部局、県と市町・地域、それぞれが両輪となって、子どもを中心に据えて、子どもの最善の利益を守り、そして滋賀の未来に対して確実な子育て、教育をしていくためには皆さんの連携が必要です。この審議会の御参加をきっかけといたしまして、今後とも一層御支援をいただきますようお願いを申し上げまして、私の方からの御礼の言葉とさせていただきます。滋賀の教育のために、またそれぞれの地域での子どもたちの最善の学習のために、今後も一層お力をいただけたらと思っております。この度はどうもありがとうございました。